

参考

福岡市技能職団体連合会公式WEBサイト トップページへの有料広告(リンクバナー)掲載について

1 目的

福岡市技能職団体連合会の周知を図るため開設した公式WEBサイトの管理運営経費の一部とするため。

2 閲覧数

年間約 6,000PV

3 掲載

○「PC版」「スマホ版」の両方にバナー広告を掲載する。

○リンクバナーの掲載サイズは、縦100×横320ピクセルとする。

ただし、作成は150KB 以内、縦200×横640ピクセルで行い、そのデータを申込時に提出すること。

実際のリンクバナーサイズ：

縦**100**×横**320**ピクセル

○広告料は、3,000円/月×12ヶ月 = **36,000円**/年

上記の年額を一括でお支払いいただきます。なお、掲載開始後、一年未満で掲載を取止められた場合、いかなる理由があっても残月数分の広告料の返還は致しませんので、予めご了承ください。

4 掲載条件等

掲載に当たっては、次の(1)(2)の事項を満たすとともに、(3)から(9)までの事項のいずれにも該当しないものが条件となります。

(1)福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。)でないこと

(2)行政指導を受け改善がなされていないものでないこと

(3)法令または条例もしくは規則に反する、または反するおそれのあるもの

(4)公序良俗に反する、または反するおそれのあるもの

参考

- (5)「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条に掲げる営業に該当するもの
- (6)「貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)」第2条の適用を受ける業種に該当するもの
- (7)政治活動、宗教活動、個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (8)誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切なもの
- (9)上記以外のもので、福岡市技能職団体連合会が広告として適当でないと認めるもの

5 申込方法

別紙「福岡市技能職団体連合会公式WEBサイト 有料広告(リンクバナー)掲載申込書」を メール、又はFAXにて送付し、福岡市技能職団体連合会事務局(福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)TEL:092-441-3303 へ、必ず送付したことを連絡すること。

別紙

福岡市技能職団体連合会事務局(福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課)宛
申込方法:次のメールアドレス、又はFAX番号に送付願います。

E-Mail:chiikisangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

FAX:092-441-3211

福岡市技能職団体連合会公式WEBサイト
有料広告(リンクバナー)掲載申込書

申込日:令和 年 月 日

申込者様及び 申込内容について	会社・店舗等名	
	所在地住所 (建物名等もご記入願います)	〒
	ご担当者名(ふりがな)	() 印
	所属及び肩書き	
	連絡先	携帯: 電話: FAX:
	E-Mail	@
	リンク先URL	

【注意事項】

- 提出いただくリンクバナーデータは、イラストレータデータ、又は、JPEG、PNGデータでの提出をお願いいたします。
- 送付いただくデータは、JPEG、PNG、GIF、アニメーションGIFとし、フラッシュ及びJavaは不可とします。また、バナー広告のリンク先から、当連合会ホームページのリンク元ページにブラウザの「戻る」ボタンで戻れないような細工が施されているものも不可とします。
- 実際に掲載されるデータは縦100×横320ピクセルですが、送付するデータは150KB以内、縦200×横640ピクセルで送付願います。